



環水大大発第110331002号
環水大水発第110331001号
平成23年3月31日

三菱自動車工業株式会社
代表取締役社長 益子 修 殿

大気汚染防止法等違反に係る警告書

今般、貴社及びグループ会社において、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に係る届出義務違反及び大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設に係る測定義務違反が発生したことは誠に遺憾であり、かかる事態が再発しないよう、警告書を発出する。については、大気汚染防止法等違反に係る経過及び再発防止対策について、平成23年4月28日までに報告書を提出されたい。

環境省水・大気環境局長 鷺坂 長美

